

埼玉県における騒音職場の管理の実態

主任研究者 埼玉産業保健推進センター所 長 和田 攻

共同研究者 埼玉産業保健推進センター相談員 武石容子、宇佐見隆廣
植田康久、星野ゆかり
児島俊則

I はじめに

近年、全国で等価騒音レベル 85dB(A)以上の騒音職場で従事する労働者は 100 万人以上と推定されている。しかし騒音健診の受診者数は年間 20 万人強に過ぎず、騒音性難聴の労災認定は年間 500 件前後を推移したままである。現在、騒音性難聴には有効な治療法がなく、騒音測定により予防的に対策を講じることが非常に大切である。騒音作業による健康障害は個人差が大きく、各人の騒音健診結果から就業上の措置を講ずる必要がある。このように騒音職場管理の重要性が示唆されていながらも、これまで埼玉県内の管理実態を把握するには至っていなかった。そこで今回、平成 4 年に策定された「騒音障害防止のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」と省略）に示されている管理の実施状況から問題点とその背景を分析し、今後の対策について検討した。

II 対象と方法

平成 17 年度全国労働衛生週間に、大宮、浦和、所沢地区労働基準協会の協力を得て、各地区労働基準協会会員事業場より製造業 1000 事業場を対象に、郵送による「ガイドライン」に基づいたアンケート調査を実施した。回答が得られた 346 事業場（回収率 34.6%）のうち、騒音職場を有する 140 事業場を解析対象とした。

III 結果

1. 製造業における騒音職場の背景

製造業 346 事業場はそれぞれ粉じんや有機溶剤などの有害業務を有していたが、中でも騒音は 140 事業場と最多であった（図 1）。騒音職場を有する 140 事業場の事業場規模は 50 人以上 300 人未満が 47.9%と最も多く、労働衛生管理体制の整っている事業場が 82.1%、その他の有害業務を有する事業場が 66.4%であった。

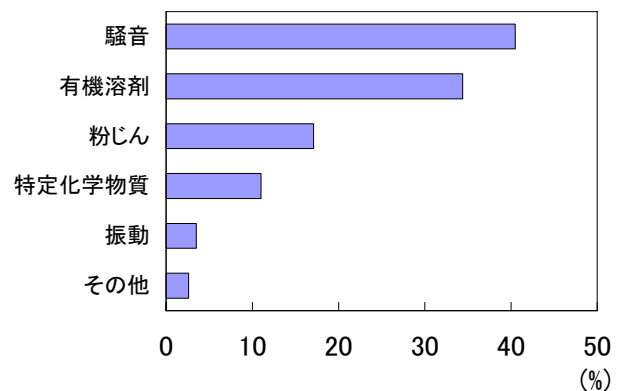


図 1. 製造業における有害業務

2. 「ガイドライン」による管理状況（図 2）

騒音測定は 63.6%の事業場で実施されていた。騒音表示は 45.0%（第Ⅱ及びⅢ管理区分 76.9%）、騒音対策は 78.6%（第Ⅱ及びⅢ管理区分 98.1%）実施されていたが、その内容は防音保護具の対応が 67.1%（第Ⅱ及びⅢ管理区分 92.3%）と最多であった。騒音健診はわずか 22.1%（第Ⅱ及びⅢ管理区分 36.5%）しか実施されておらず、大部分の 64.3%は一般健診で代用されていた。有所見者に対する保健指導は 62.9%実施されていたが、その内容は産業医の関わりが 30.7%と最多であった。就業上の措置は 56.4%実施され、その内容は防音保護具の使用が 50.7%と最多で

あった。労働衛生教育は 60.7%実施されていたが、その内容は防音保護具の使用方法が 47.9%と最多であった。また、「ガイドライン」の認知は 45.0%、日本耳鼻咽喉科学会（以下日耳鼻と省略）指導による騒音性難聴担当医の活用に関する認知は 26.4%と低率であった。一方、管理上大切なこととして事業者の理解が 62.1%、産業保健推進センターへの希望として労働衛生教育が 13.6%見られた。以上、管理の実施状況からは聴覚管理が最も立ち後れていた。

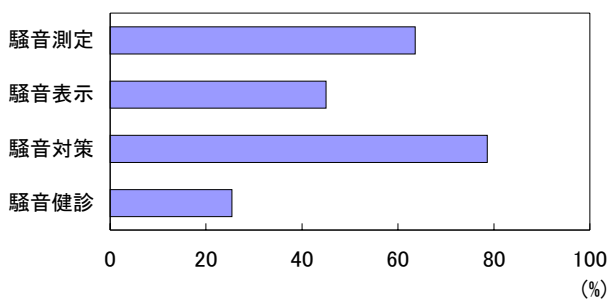


図 2. 騒音職場の管理

3. 不十分な管理状況に至る背景(表 1)

これらの管理状況が不十分となる背景については、事業場規模が小さいほど労働衛生管理体制が整わない傾向にある結果を得た。同時に「ガイドライン」に対する認知度にも低い傾向が見られた。

表 1. 事業場規模と騒音職場の管理

	事業場規模(人)		
	1~49	50~299	300~ (%)
労働衛生管理体制	52.1	100.0*	100.0*
「ガイドライン」認知	27.9	51.6*	81.0*
騒音測定	34.9	84.4*	90.0*
騒音表示	20.9	51.6*	90.5*
騒音対策	67.4	93.7*	95.2*
騒音健診	11.6	20.3	57.1*

* : p < 0.05

IV 考察

1. 聴覚管理の立ち後れ

騒音性難聴の予防のためには騒音健診による有所見者の選定が是非とも必要である。しかし、今回の

ように多くが一般健診で代用されているような状況では、それ以降の保健指導や就業上の措置が不十分となる可能性がある。したがって、今後、騒音職場では一般健診から騒音健診への切り換えが必要となるであろう。このように騒音健診が十分行われていない背景として、行政指導による特殊健診のため、義務化されていない影響などがあるものと考えられた。健診結果の評価及び保健指導については「ガイドライン」の解説で「耳科的知識を有する産業医または耳鼻咽喉科専門医が行う」となっている。しかし現状では産業医にそれを求めるのは困難であり、騒音性難聴担当医の受診を勧めるのが妥当と考えたい。

2. 不十分な管理状況を打開するための方策

地域産業保健センターによる小規模事業場への働きかけ、産業保健推進センターによる事業主セミナーや事業場への講師派遣を通して「ガイドライン」の啓蒙、騒音健診を必須とした行政指導の徹底などが必要と考えられる。その際、聴覚管理については日耳鼻指導による騒音性難聴担当医活用のさらなる普及（平成 14 年頃日本医師会、労働福祉事業団、厚生労働省から地域産業保健センター、産業保健推進センター、労働局に騒音性難聴担当医名簿及びその活用方について配布済み）に努めることが必要である。

V おわりに

以上より、これからは現行の労働安全衛生規則の対象作業場を「ガイドライン」並みにするなどさらなる改正が必要となるであろう。その際には騒音健診の法定化も視野に入れた検討が必要と考えられた。